令和5年度後期高齢者医療健康診査等普及啓発業務 仕様書

1 件名

令和5年度後期高齢者医療健康診查等普及啓発業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年11月30日(木)

3 周知する主題と背景

【主題①】健康診査の受診勧奨

【背景①】後期高齢者医療制度における被保険者の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識の 醸成、また、効果的な保健事業を推進するための地域の健康課題の把握を目的に、全 被保険者を対象に健康診査を実施している。当広域連合の第2期データヘルス計画に おいて、健康診査の受診率を令和5年度までに22%達成と目標を設定しているが、 令和2年度14.11%、令和3年度19.75%、令和4年度20.08%(令和4 年12月末時点)と未だ目標を達成できていない状況である。

【主題②】被保険者証の一斉更新

【背景②】被保険者証の一斉更新として、新しい被保険者証等を7月中に簡易書留や普通郵便等により被保険者に送付することとなっているが、一部の被保険者において郵便物の紛失や転出届の未手続き等により、被保険者証等の再発行業務が例年多く発生し、業務全体の負担増につながっている。

4 周知の対象者

- (1)被保険者
 - ①75歳以上の方
 - ②一定の障がいがある65歳~74歳の方
- (2)被保険者の関係者
 - ①家族など日常的な生活サポートが期待される方

5 基本方針

- (1) 上記の背景を踏まえ、単なる周知ではなく、テレビCMの放送やポスターの掲示などの 各種広報媒体を効果的に組み合わせた普及啓発を行い、被保険者の行動変容につながるこ とを目的とする。
- (2) テレビCMやポスターなど普及啓発に使用する資材の構成及び内容については、対象者にとって親しみやすく、分かりやすいものにするとともに、一貫性及び整合性を図ること。
- (3) 制作したテレビCM等の普及啓発素材は、広域連合HPで掲載できるほか、各種広報物の素材として、委託契約期間終了後も受託者に許可なく使用する予定である。

6 業務内容

- (1) 健康診査の受診勧奨に関する普及啓発業務
- ① テレビ CM制作・放送業務

ア内容

- ・危機感を煽る表現等は使用せず、健康診査の重要性や健康診査を受診することによる被保険者のメリットなど前向きな情報を伝えることで、健康づくりに関する意識の向上を図り、積極的に健康診査を受診するように促す内容とすること。
- ・原則として、撮影を実施し、動画CMを制作すること。

イ テレビCM規格

· 1 5秒CM

ウ放送

- ・放送局の秋田テレビ、秋田放送、秋田朝日放送で放送すること。
- ・合計GRPの下限値を1,500GRPとし、この合計GRPを各放送局に効果的に振り分け、6月から11月まで放送すること。
- ・CMの放送に係る広告料は、本業務の委託料に含むものとすること。
- ② ポスターデザイン作成業務

ア内容

・ポスターの内容は、テレビCM等との一貫性及び整合性を図り作成すること。

イ ポスター規格等

- ・大きさ及び色は、A2縦長フルカラーとすること。
- ・ポスターに使用する広域連合シンボルマークは、広域連合から画像データ(JPG)を 提供する。
- ・ポスターは、県内の医療機関や高齢者施設など約2,900箇所に掲示する。
- ③ リーフレットデザイン作成業務

ア内容

- ・リーフレットの内容は、テレビCM等との一貫性及び整合性を図り作成すること。
- イ リーフレット規格等
 - 大きさは、A4片面とすること。
 - ・色は、フルカラーとするが、グレースケール印刷に配慮した色構成とすること。
 - ・リーフレットに使用する広域連合シンボルマークは、広域連合から画像データ (JPG) を提供する。
 - ・リーフレットは、広域連合や市町村で実施する広報や各種通知等で使用する。

(2) 被保険者証の一斉更新に関する普及啓発業務

① テレビCM制作・放送業務

ア内容

- ・現在使用している被保険者証が7月31日で使用期限が終了し、8月1日から使用 する新しい被保険者証が7月中に市町村から封筒で送付されることを伝えること。
- ・被保険者証の色が変わることについて、イメージ画像を使用することで伝えること。

・該当者には、被保険者証に加え、限度額適用・標準負担額減額認定証、または、限 度額認定証が同封されていることを伝えること。

イ テレビCM規格

· 15秒CM

ウ放送

- ・放送局の秋田テレビ、秋田放送、秋田朝日放送で放送すること。
- ・合計GRPの下限値を450GRPとし、この合計GRPを各放送局に効果的に振り分け、7月中に放送すること。
- ・CMの放送に係る広告料は、本業務の委託料に含むものとすること。
- ② ポスターデザイン作成業務

ア内容

・ポスターの内容は、テレビCMとの一貫性及び整合性を図り作成すること。

イ ポスター規格等

- ・大きさ及び色は、A2縦長フルカラーとすること。
- ・ポスターに使用する広域連合シンボルマーク及び被保険者証画像データは、広域連合から画像データ(JPG)を提供する。
- ・ポスターは、県内の医療機関や高齢者施設など約2,900箇所に掲示する。

7 納品

- (1) 健康診査の受診勧奨に関する普及啓発業務
 - ① 納品物
 - ・テレビCM放送スケジュール
 - ・テレビCMデータ
 - ・リーフレットデータ
 - ・ポスターデータ
 - ② 納品方法
 - ・広域連合には、DVD等の記録媒体にコピーして1部納品すること。
 - ・テレビCMは、各放送局が指定する形式で納品すること。
 - ③ 納品日
 - ・リーフレットデータ及びポスターデータ:令和5年6月9日(金)16時まで
 - ・テレビCM放送スケジュール及びテレビCMデータ

: 令和5年6月21日(水) 16時まで

- (2) 被保険者証の一斉更新に関する普及啓発業務
 - 納品物
 - ・テレビCM放送スケジュール
 - ・テレビCMデータ
 - ・ポスターデータ
 - ② 納品方法
 - ・広域連合には、DVD等の記録媒体にコピーして1部納品すること。

- ・放送局には、放送局が指定する形式で納品すること。
- ③ 納品日
 - ・ポスターデータ:令和5年6月9日(金)16時まで
 - ・テレビCM放送スケジュール及びテレビCMデータ

: 令和5年6月28日(水) 16時まで

8 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、十分留意し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様である。

9 その他

- (1)業務委託契約の締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (2) 当広域連合が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (3) 本業務で作成された成果品の所有権や著作権は、当広域連合に帰属する。
- (4) 本業務を実施するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (5)被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (6) 本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、契約者双方が協議して決定する。